

豊翔の郷 利用料金表

入所利用料金（1日）

平成27年 4月 1日現在

施設サービス費（保険扱分）		施設利用料（自費扱分）	
ユニット型個室（全室）		ユニット型個室（全室）	
要介護1	785円	居住費（負担限度額）	
要介護2	831円	第1, 2段階	820円
要介護3	894円	第3段階	1, 310円
要介護4	947円	第4段階	1, 970円
要介護5	999円	食費（負担限度額）	
※但し、外泊（6日間）の場合初日と最終日以外は上記代金に代えて367円となります。		第1段階	300円
初期加算（入所から30日間）	31円	第2段階	390円
夜勤職員配置加算	25円	第3段階	650円
サービス提供体制強化加算（I）イ	19円	第4段階	1, 380円
その他加算料金		その他加算料金	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	28円	日用品費（おしぼり、タオル）（1E）	120円
短期集中リハビリ実施加算	244円	入浴品費（バスタオルなど）（1回）	150円
認知症短期集中リハビリ実施加算	244円	教養娯楽費（書道などの材料費）	実費
若年性認知症入所者受入加算	122円	特別な室料 トイレ付き個室（1日）	100円
入所前後訪問指導加算（I）	457円	洗濯機使用料（1回）	150円
入所前後訪問指導加算（II）	487円	乾燥機使用料（1回）	100円
退所前訪問指導加算	467円	テレビ使用料（1日）	100円
退所後訪問指導加算	467円	理美容料（業者委託）	実費
退所時指導加算	406円	私物洗濯料（業者委託）	実費
退所時情報提供加算	507円	健康管理料（予防接種など）	実費
退所前連携加算	507円	証明書・診断書料	1, 080円～5, 400円
栄養マネジメント加算	15円	家族寝具など使用料（1泊1名）	2, 000円
経口移行加算	29円	私物電気料（1日1点）	20円
経口維持加算（I）	406円	写真代（1枚）	20円
経口維持加算（II）	102円		
口腔衛生管理体制加算	31円		
療養食加算	19円		
緊急時施設療養費	519円		
所定疾患施設療養費	310円		
介護職員処遇改善加算（I）1月の所定単位数×2.7%			
介護職員処遇改善加算（II）1月の所定単位数×1.5%			
介護職員処遇改善加算（III）（II）の単位数×90%			
介護職員処遇改善加算（IV）（II）の単位数×80%			

利用者負担（限度額）段階について

【第1段階】世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方

【第2段階】世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方

※所得金額は課税所得であり、課税年金収入には遺族年金や障害年金の非課税年金は含みません

【第3段階】世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1・2段階以外の方

【第4段階】上記以外の方

豊翔の郷 利用料金表

短期入所利用料金（1日）

平成27年 4月 1日現在

施設サービス費（保険扱分）		施設利用料（自費扱分）	
ユニット型個室（全室）		ユニット型個室（全室）	
要介護1	841円	居住費（負担限度額）	
要介護2	887円	第1, 2段階	820円
要介護3	950円	第3段階	1, 310円
要介護4	1, 003円	第4段階	2, 100円
要介護5	1, 055円	食費	
夜勤職員配置加算	25円	朝	380円
サービス提供体制強化加算（I）イ	19円	昼	550円
		夕	450円
その他加算料金		第1段階（負担限度額）	300円
送迎加算（片道）	187円	第2段階（負担限度額）	390円
個別リハビリ加算	244円	第3段階（負担限度額）	650円
若年性認知症入所者受入加算	122円	第4段階（負担限度額）	1, 380円
重度療養管理加算	122円		
緊急短期入所受入加算	92円	その他加算料金	
療養食加算	24円	日用品費（おしぼり、タオル）（1E	120円
緊急時施設療養費	519円	入浴費（バスタオルなど）（1回）	150円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円	教養娯楽費（書道などの材料費）	実費
介護職員処遇改善加算（I）1月の所定単位数×2.7%		特別な室料 トイレ付き個室（1日）	100円
介護職員処遇改善加算（II）1月の所定単位数×1.5%		洗濯機使用料（1回）	150円
介護職員処遇改善加算（III）（II）の単位数×90%		乾燥機使用料（1回）	100円
介護職員処遇改善加算（IV）（II）の単位数×80%		テレビ使用料（1日）	100円
		理美容料（業者委託）	実費
		私物洗濯料（業者委託）	実費
		健康管理料（予防接種など）	実費
		証明書・診断書料	
			1, 080円～5, 400円
		家族寝具など使用料（1泊1名）	2, 000円
		私物電気料（1日1点）	20円
		写真代（1枚）	20円

2. 介護予防短期入所利用料金（1日）

施設サービス費（保険扱分）		施設利用料（自費扱分）	
ユニット型個室（全室）		ユニット型個室（全室）	
要支援1	627円	居住費（負担限度額）	
要支援2	786円	第1, 2段階	820円
夜勤職員配置加算	25円	第3段階	1, 310円
サービス提供体制強化加算（I）イ	19円	第4段階	2, 100円
その他加算料金		食費	
送迎加算（片道）	187円	朝	380円
個別リハビリ加算	244円	昼	550円
若年性認知症入所者受入加算	122円	夕	450円
療養食加算	24円	第1段階（負担限度額）	300円
緊急時施設療養費	519円	第2段階（負担限度額）	390円
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）（IV）入所と同		第3段階（負担限度額）	650円
		第4段階（負担限度額）	1, 380円
		その他加算料金	
		* 利用料（自費扱分）の加算料金は短期入所と同じ	

利用者負担（限度額）段階について

- 【第1段階】世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 【第2段階】世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方
※所得金額は課税所得であり、課税年金収入には遺族年金や障害年金の非課税年金は含みません
- 【第3段階】世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1・2段階以外の方
- 【第4段階】上記以外の方

豊翔の郷 利用料金表

通所リハビリテーション（所要時間6時間以上8時間未満）

平成27年 4月 1日現在

通所リハビリテーション費（保険扱分）		施設利用料（自費扱分）	
要介護1	727円	昼食代（おやつ代含む）	550円
要介護2	876円		
要介護3	1,025円		
要介護4	1,172円		
要介護5	1,321円		
サービス提供体制強化加算（I）イ	19円		
その他加算料金		その他加算料金	
入浴（一般・特浴）	51円	日用品費（おしぼり）（1日）	30円
リハビリマネジメント加算（I）	234円	入浴品費（バスタオルなど）（1回）	150円
リハビリマネジメント加算（II）6ヶ月以内	1,038円	教養娯楽費（書道などの材料費）	実費
リハビリマネジメント加算（II）6ヶ月超え	712円	おむつ代	16～98円
短期集中個別リハビリ実施加算	112円	健康管理料（予防接種など）	実費
認知症短期集中リハビリ実施加算（I）	244円	証明書・診断書料	1,080円～5,400円
認知症短期集中リハビリ実施加算（II）	1,953円	写真代（1枚）	20円
生活行為向上リハビリ加算（3月以内）	2,034円		
生活行為向上リハビリ加算（3月超～6月以内）	1,017円		
若年性認知利用者受入加算	61円		
栄養改善加算	153円		
口腔機能向上加算	153円		
重度療養管理加算	102円		
中重度者ケア体制加算	21円		
社会参加支援加算	13円		
介護職員処遇改善加算（I）1月の所定単位数×3.4%			
介護職員処遇改善加算（II）1月の所定単位数×1.7%			
介護職員処遇改善加算（III）（II）の単位数×90%			
介護職員処遇改善加算（IV）（II）の単位数×80%			

2. 介護予防通所リハビリテーション

予防通所リハビリテーション費（保険扱分）		施設利用料（自費扱分）	
要支援1	1,843円	昼食代（おやつ代含む）	550円
要支援2	3,779円		
サービス提供体制強化加算（I）イ要支援1	74円		
サービス提供体制強化加算（I）イ要支援2	147円		
その他加算料金		その他加算料金	
若年性認知利用者受入加算	244円	*利用料（自費扱分）の加算料金は通所と同じ	
選択的サービス複数実施加算（I）	489円		
運動器機能向上加算	229円		
栄養改善加算	153円		
口腔機能向上加算	153円		
事業所評価加算	122円		
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）（IV）	通所と同じ		

- ※ 利用料金は、太枠内の合計金額にその他利用に応じた加算料金を合計した金額となります。
- ※ 通所・介護予防通所リハビリテーションご利用の方へ～
当施設の利用については、全てご利用者との契約に基づき行っております。
ご利用者様の都合によるキャンセルで、当日の午前9時00分までにご連絡のない場合は
キャンセル料として550円をお支払いいただきます。
- ※ 本人若しくは世帯の収入により、料金（保険扱分）が一定額を超えた場合は
市町村より高額介護サービス費が給付されます。